

第1条 規定適用取引対象

この規定は、当組合との次の各項の預積金およびその他のお取引における、基本的な取扱内容について定めます。

1. 普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座、貯蓄預金、納税準備預金（以下、「要求払預金」という。）
2. 大口定期預金、スーパー定期、期日指定定期預金、変動金利定期預金、定期積金、通知預金（以下、「定期性預金」という。）

第2条 取扱店の範囲

1. 要求払預金は、当店のほか当組合本支店でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、当組合所定の方法により届出の印鑑（暗証）との照合手続きを受けたものに限りします。
2. 定期性預金の預入れ、解約または書替継続は、本店のみで取扱います。なお、定期積金の掛金については、証書（通帳）をご持参いただければ、当店のほか当組合本支店でも払込みできます。

第3条 証券類の受入れ

1. 預積金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
定期性預金の場合は、小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金は払込日）とします。
2. 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
3. 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
4. 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
5. 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第4条 受入証券類の決済、不渡り

1. 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、要求払預金の場合、通帳の摘要欄に記載します。
2. 受入れた証券類が不渡りとなったときは預積金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を預積金元帳から引落とし、通帳の当該受入の記載を取消し、証書は回収し、その証券類は受入店で返却します。
3. 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第5条 届出事項の変更、通帳の再発行等

1. 通帳または証書（以下「通帳類」という。）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
2. 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
3. 通帳類または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳類の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
4. 通帳類を再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

第6条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
4. 第1～3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
5. 第1～4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第7条 印鑑照合等

払戻請求書（または証書）、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたらうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、預金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記第8条により補てんを請求することができます。

第8条 盗難通帳類による払戻し等

1. 預金者が個人である場合であって、盗取された通帳類を用いて行われた不正な払戻し（以下「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳類の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - ②当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（た

- だし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。) 前日以降になされた当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、この通帳類が盗取された日(通帳類が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳類を用いて行われた不正な預金払戻しが行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
 - 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。
 - 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - 通帳類の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して行われたこと
 - 当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
 - 当組合が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
 - 当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳類により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第9条 譲渡、質入れ等の禁止

- この預積金、預積金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳類は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることは出来ません。
- 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

第10条 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、後記第12条第4項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第11条 取引の制限等

- 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- 前1～2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

第12条 預積金の払戻し、解約、書替継続等

- 定期性預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- 預積金口座を払戻し、解約、書替継続する場合の手続きは、次によるものとします。
 - 通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章(または暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)のうえ、通帳とともに提出してください。
 - 証書式の場合は、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。
- 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預積金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - 預積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - 預積金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - 預積金がマネー・ローンダリング、テロ資金洗浄、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - この預積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- 第3項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する

場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約等の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

オ. その他前各号に準ずる行為

5. この預積金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預積金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

6. 第3～5項により、この預積金口座が解約され残高がある場合、またはこの預積金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳類を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第13条 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第14条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. この預金は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

2. 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、解約時における所定の手続きを直ちに行ってください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。

4. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第15条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、法令その他諸般の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で告知することにより、変更できるものとします。

2. 変更後の本規定は、前項の告知に記載された適用開始日から適用されるものとします。

第16条 規定の交付

1. 規定の交付について、印刷した規定の交付、もしくは電子メール等による配布、当組合ウェブサイトへの掲載等の方法により行うこととします。

2. 印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申し出てください。

以上